

令和6年3月28日
奈良県警察本部

国の契約等の手続きにおける押印等の省略について

この度、国の契約等の手続きにおいて、下記の書類への代表者印、社印等の押印を省略できることとしましたので、お知らせします。

記

1 押印を省略できる書類

- (1) 見積書
- (2) 請求書
- (3) 納品書
- (4) 役務の完了を確認する書面

2 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に

- ・ 『書類の発行権者』 の氏名及び連絡先
- ・ 『本件事務担当者』 の氏名及び連絡先

を必ず記載してください(発行権者と担当者が同一の場合も両方記載してください。)

※ 確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合があります。

3 本件取扱開始日

本取扱いは、令和6年4月1日以降の調達案件に適用します。

4 その他

- ・ 契約書、請書、入札書、委任状等は押印の省略はできません。
- ・ 上記1の書類については、FAXによる提出も可能とします。
- ・ ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

本件に関する連絡先
奈良県警察本部
電話：0742-23-0110

物品に関すること

会計課調度係 内線(2246)

役務に関すること

施設装備課管財第一係 内線(2274)

工事に関すること

施設装備課管財第二係・営繕係

内線(2284・2296)